

令和6年度第2回赤穂市男女共同参画審議会会議録

- 1 日 時 令和7年3月17日(月)
13:30～14:45
- 2 場 所 市役所6階第2委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 磯本歌見、山田和子、後藤和子、角岡一頼、東野雅弘
秋川陽一、一瀬貴子、江端益子、田川英生
(鍋島晴美委員は所用のため欠席)
 - (2) 事務局 (市民部長) 松本久典
(市民対話課長) 橋本浩一
(人権・男女共同参画係長) 伊東紀子
(人権・男女共同参画係員) 宮本彩
 - (3) 傍聴者 0名
- 4 会議の概要
 - 1 開 会
 - 2 議 題
 - (1) 報告事項
令和6年度実施事業について
 - (2) 協議事項
令和7年度事業計画(案)について
 - 3 その他
 - 4 閉会

審 議
事務局

定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第2回赤穂市男女共同参画審議会を開会します。

まず、事務局の変更を報告します。昨年11月に人事異動により、市民部長が松本になっております。

(市民部長自己紹介)

次に、本日の会議の成立について報告します。

本日の審議会の出席状況は委員10名中9名であります。赤穂市男女共同参画社会づくり条例施行規則第10条第2項に規定する定足数であります半数以上を満たしており、本審議会は成立していることを報告します。本日の会議は、「赤穂市男女共同参画審議会の会議等の公開要領」により、原則公開することとしておりますが、本日の傍聴希望者はありませんでした。

それでは、まず、会長からご挨拶をお願いします。

会 長

改めまして、皆さま、こんにちは。

日差しも少し穏やかになり、春を感じておりましたが、また寒くなり、三寒四温の季節ですね。体調管理に気をつけたいものです。本日もお忙しい中、審議会にご出席いただきまして、ご苦労様です。ところで、3月8日は“国際女性デー”で、今年は国連が定めてから50年目にあたります。各地でジェンダー平等に向けた取組が行われたようです。姫路では、市が企画して、姫路城のライトアップが女性デーのシンボルであるミモザにちなんで黄色になったそうです。ジェンダーバイアスのない表現が求められている中、課題も多く、進む速度はゆっくりですが、男女がともに自分らしい生き方を選択できるよう、いろいろな分野で活動を進めていく事が大切であると思っておりますので、この後の協議事項についてご審議をよろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは、議事にうつります。

会議の進行は、規則第10条によって会長にお願いします。会長、よろしくをお願いします。

会 長

それでは、議事に入ります。事前に配付しております審議会次第(1)報告事項、令和6年度実施事業について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料1、1ページをご覧ください。

令和6年度実施事業について、報告します。

まず、(1)赤穂市女性団体懇話会(ネットワーク「巴」)の活動運営、支援について。女性団体間の連携を図りながら、情報交換や女性施策を支援、推進することを目的として行っております。

活動実績について、①今年度は7月、11月、3月の3回懇話会を開催しました。会議では、主管する講座やフォーラム開催について協議する中で、委員から各事業に対する積極的な発言も得られ、活発な意見交換の機会とすることができました。来年度以降の活動にも活かしていきたいと思っております。

②情報誌「すてっぷ巴」は本年2月作成分と、3月25日に回覧挟み込み予定の分で、年2回の発行です。印刷部数は第55号が3,000部、第56

号が 6,000 部の予定で、回覧広報への挟み込み、懇話会を構成する団体の会員への配布、公民館等市内施設への配架により周知しております。なお、第 56 号については自治会で活躍する女性の特集記事を掲載する予定で、より多くの皆様にご覧いただくために PTA 会員各世帯への配布を行うため、発行部数を増やしています。

③啓発・推進事業の開催について、以下の事業を主管しております。市民講座では、講師選定から受付、会場設営などの運営を懇話会委員で分担して行いました。次の女性に対する暴力をなくす運動講演会では、市内中学校 2 校でのデートDV防止講座を通して若年層への啓発を強化しております。また、赤穂市人権・男女共同参画フォーラムでも、前日の準備、当日の受付や司会進行、人権作品の表彰補助などを懇話会委員で役割分担して行いました。

次に、(2) の各実施事業について、市民講座から説明します。

第 1 回は 7 月 20 日に「職場で、家庭で、地域で、未来を切り開くセルフコーチングを学びませんか？」を開催し、課題解決に役立つ思考法の基礎を学びました。参加者からは、「とてもわかりやすく、学びがありました。具体的なエピソードもあり、すぐに自分でも実践できそうです。」などの感想をいただきました。

第 2 回は 8 月 1 日に「男女共同参画ワークショップ」を開催しました。令和 5 年度に実施したワークショップからさらに踏み込み、「男性の育児休業を増やすには？」「女性の自治会長を増やすには？」「性的マイノリティについて理解を広げるためにどのような方法が効果的？」という 3 つのテーマで話し合ってもらいました。

第 3 回は 9 月 7 日に、「「性の多様性」(LGBTQ+) について知っていますか」を開催しました。参加者からは、「できるだけ多くの人に聞いてもらいたい話だと思いました」などの感想をいただいております。

参加人数についてはそれぞれ、2 ページに掲記のとおりです。

続きまして、女性のための働き方セミナーについて説明します。これは再就職や起業などを考える女性を対象とした少人数制セミナーで、昨年度に引き続き兵庫県立男女共同参画センターとの共催により実施しています。

今年度は 10 月 25 日に、「タイムマネジメントで段取り力アップ！」というテーマで開催しました。講師は国家資格キャリアコンサルタントで社会福祉士の浜野千春氏です。

4 名が参加し、2 名のお子さんを一時保育でお預かりしました。参加者からは「自分の感情と向き合う方法を知れてよかった」という感想をいただきました。

続いて、働き方セミナーと同日開催の、女性のためのチャレンジ相談について説明します。

こちらの事業は、兵庫県出前チャレンジ相談事業により、相談員の派遣を受けて実施しております。女性が新しいことにチャレンジする際の不安や悩みを個別相談できると好評で、今年度は 2 名の利用がありました。参考に、募集のチラシをそれぞれ添付しています。来年度も女性の継続就業・再就職を促進するため要望の多いテーマを選択してセミナー、相談事業を実施していきたいと思っております。

3 ページをご覧ください。

続きまして、女性活躍応援セミナーについて説明します。こちらの事業は令和6年度に初めて実施しました。市内の地域、職域、教育の各分野で人権啓発を行っている赤穂市民民主促進協議会の職域部会研修会として、市内14の事業所に集まっていたいただき実施しています。各事業所の代表者を対象に、「女性活躍で成長する組織へ！」と題して兵庫県から講師の派遣を受け、県内の女性が活躍している企業の取組事例の紹介や意識改革の支援やコミュニケーションの支援など、様々な支援のあり方をご講演いただきました。

続きまして、女性に対する暴力をなくす運動講演会について説明します。この事業では、大学、高校での講座開催を経て、令和元年度からはより若年層への啓発のため、中学生を対象にデートDV防止講座を実施しております。これまで1年に1校ずつの開催でしたが、今年度から市内中学校と高校を含めた6校のうち、2校ずつ実施する計画としております。10月に赤穂東中学校の3年生、2月に赤穂中学校の1～2年生が参加しています。

昨年に引き続きウィメンズネットこうべから講師を2名ずつ派遣していただき、生徒代表による寸劇やDVD視聴を取り入れて60分間の授業でした。

中学生からは「男女の差別が早くなくなしてほしい。男や女ということで決めつけられないような大人になりたい。お互いの考えを尊重できる世界になってほしい。」という感想がありました。

先生方のアンケートでは、「ニュースにもなっていることだが、中々話題としては挙げづらいものなので、こういった時間を取っていただき良かったです。」という感想がありました。また、参加できなかった学年の生徒さんにも相談先を知っていただくよう、内閣府作成の啓発カードを印刷して、対象校の全学年に配付しています。

続きまして、赤穂市人権・男女共同参画フォーラムについて説明します。12月7日土曜日に、赤穂市人権のつどいと兼ねて、赤穂市文化会館赤穂化成ハーモニーホール小ホールで男女共同参画フォーラムを開催しました。参加者は190名、うち男性の参加は99名でした。

内容についてですが、人権作文・標語・ポスターコンテスト表彰式の後、講演会として、NPO法人ファザーリング・ジャパン関西から堀恭平氏にお越しいただき、「笑ろてるパパがええやん！令和のワーク・ライフ・バランス」と題してご講演いただきました。講演会の後半部分では、同じくファザーリング・ジャパン関西から2人のお父さんにお越しいただき、3名での座談会という形で家事分担やお父さんスイッチが入った瞬間の話なども聞かせていただきました。

続きまして、4 ページをご覧ください。

(3) 相談事業の実施・女性交流センターの充実について説明します。女性問題相談は火曜日から金曜日の午後1時から4時まで女性交流センター内で女性問題相談員が相談にあたっています。相談件数は2月末現在で13件です。センターの電話相談へのDV相談はありませんでした。なお、今年度の新規相談件数は6件です。電話による相談が主ですが、直接女性交流センターを訪れた方のご相談もお聞きしております。女性

の専門相談員による面接相談については、毎月第4金曜日に予約制で午後1時から4時まで、お一人につき1時間以内で3枠の相談を受けています。相談件数は2月末現在で23件です。うちDVの相談は延べ7件です。

相談内容は、夫婦関係、家族関係などです。相談はNPO法人フェミニストカウンセリング神戸に委託し専門のカウンセラーにお願いしています。

相談中の託児対応については、事前予約で受け付けております。

この他に、今年度は市民対話課で受け付けた相談件数が54件です。うち、DV相談が12件ありました。市民対話課では女性交流センターで相談員が対応できない時間帯の相談を随時受け付けており、本人に確認をとるなどして女性交流センターと連携しながら相談にあたっています。一時保護施設への避難等はありませんでしたが、子育て支援課、社会福祉課、市民課など関係各課・赤穂警察署・兵庫県立女性家庭センターとも連携してDV相談に対応しています。

相談員の研修・研鑽については、内閣府の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」サイトにより、WEB研修を受講しています。

また、女性交流センター内の書架等の充実として、男女共同参画に関する図書を購入しています。

女性交流センターの周知について、図書館において実施された男女共同参画週間特設コーナーでの周知、男女共同参画市民講座での紹介・案内、赤穂市人権男女共同参画フォーラムにおいて、女性交流センターの蔵書を展示してPRしています。

次に(4)の「第2次赤穂市男女共同参画プラン」(一部見直し)実施状況の公表について、令和5年度の実施状況を、審議会のご意見を付して市の広報、ホームページで公表しました。

(5)のチャレンジねっと事業等情報提供については、引き続き赤穂市女性交流センターの「あこう女性チャレンジひろばコーナー」にハローワークの求人情報や、兵庫県立男女共同参画センターが実施する女性就業相談会のチラシなどを設置しました。

(6)第3次赤穂市男女共同参画プラン達成に向けた取組として、審議会等の委員に占める女性の割合が30%以上となるよう、引き続き関係各課へ女性の積極的な登用について文書にて依頼しています。また、委員を選出する際には事前に市民対話課への協議を必須として、女性の割合についてももしっかりチェックする体制をとっています。

令和6年度の事業報告については、以上です。

会 長

ただいまの事務局の報告について、質問、意見等ありましたらお願いします。

委 員

人権・男女共同参画フォーラムへの参加について、自治会には責任出席のような参加依頼があります。男性にとっては、自分ではなかなか聞きに行かないジャンルの講演なので、女性のパワーを分けてもらうつもりでと、声をかけて参加してもらっています。毎年のことですが、表彰式のあと学生たちが帰ってしまって、人が少なくなってしまうのが残念だと感じています。開催の仕方についても、もう少し工夫してほしいです。

- また、今年度については、講演会の内容が難しく、少し分かり辛かったと思います。
- 事務局 ありがとうございます。今年度は、「男性の育児休業取得促進」「男性の家事参加促進」をテーマに講師選定しております。内容的には、子育て世代だけではなく、幅広い世代の方に聞いていただくことで、男性が育児休業を取得することなどに対して理解を広げようという狙いがありました。座談会を入れることで、肩の力を抜いて聞いていただけるのではないかと考えたのですが、分かりにくかった点については、今後の課題として、改善につなげたいと思います。
- 委員 もう一点よろしいですか。皆さんご存じかと思いますが、フォーラム当日に別の講演会が重なっていて、参加に困りました。講演会としては、もう一つのテーマの方が聞きたい内容だったので、ダブルブッキングのないように、もう少し考慮してほしいです。
- 事務局 調整不足で、すみませんでした。要因としては、人権週間と障害者週間が重なっていることなどが考えられますが、今後は重ならないように調整します。
- 会長 義士祭の時期も関係していますね。今回は気を付けていただきたいと思います。それもあって、今年度は、トータルの人数も例年より少なかったようですが、割合としては男性の参加が多かったですね。ただ、タイトルを見て参加をやめた女性もいるようなので、その辺りもよく検討していただければと思います。
- 委員 フォーラムや市民講座などを周知する際、赤穂市の公式LINEを使っていますか。
- 事務局 公式LINEも活用して、周知しています。やはり、メッセージを流した後はある程度の反応があります。
- 委員 メッセージにWEB申し込みのリンク先を添えていますので、直接申込画面へ移ってくださる方もいるようです。
- 委員 いいですね。女性のための働き方セミナーなどは、託児の利用もありますが、子どもが小さい方を対象にしたセミナーでは、対面開催と並行してオンライン開催もあった方が良いのではないですか。
- 事務局 一時保育があると言っても、慣れない場所や人にお子さんを預けることに抵抗がある方は参加を躊躇されるかもしれないので、自宅で、お子さんを抱えたまま受講できる方法があれば、もっと気軽に一步を踏み出せるのではないかと思います。
- 委員 WEB開催については、既に兵庫県から、個別相談をWEBにできないか、という話があります。赤穂市主催ではWEB会議を開催する環境が万全でなくて難しい面もあって、現時点ですぐに対応できそうなのは市役所と講師をつなぐ形での開催にとどまります。セミナーの開催についても、WEB環境の件、講師との調整など、引き続き検討します。
- 事務局 審議会委員の女性の割合を30%にするという目標について、現在の数値を教えてください。
- 委員 「ひょうごの男女共同参画」で公表されている直近値は令和6年4月1日現在で、21.6%です。前年度は18.5%だったので、大幅に伸びてはいるのですが、県内各市の数値を見ると、赤穂市は2年連続で最下位です。ただ、令和6年度からの取組として、審議会委員を選ぶ際に必ず市民対

話課に事前協議するようにはしており、女性率が上がっていない審議会は差し戻して再検討してもらっているのも、これからは上がっていくものと考えています。

委員 特に、充て職の場合は、まだまだ男性になることが多いでしょうね。役職にこだわらず、優先的に女性を委員に充てるというやり方も必要かもしれない。

事務局 2年連続の最下位という結果については、市長も危機感をもっています。幹部の会議でも議題にあげて、確実に割合を上げられるよう、取り組んでいるところです。

委員 少し前に、「消滅可能性自治体」が発表されました。若年女性の減少率が50%を超える自治体のことです。赤穂市も、今回は免れましたが、この調子だと、次回、10年後には確実に入ってくるでしょう。この問題は、男女共同参画の問題であると言われていています。若い女性が居心地の良い、住み続けたいまちづくりをしないといけないのですが、地域によっては、例えば男性がゴミ出しをしていると近所の人に「あそこの嫁は何をしているのか」と噂されるなど、まだまだ性別役割分担意識が強いです。そういう地域には、若い女性は残りません。若い女性が残らないまちは衰退していくものと考えて、男女共同参画プランに沿って、しっかり取り組んでほしいです。

委員 兵庫県の「女性の活躍企業育成プロジェクト事業」に関する会議に出席した際に、女性の活躍に取り組む企業を増やしていこうという「ミモザ企業」の取組について話がありました。兵庫県内で198社が認定されているのですが、赤穂市は、ゼロです。赤穂市には、女性の活躍に取り組む企業が全くないように見えてしまうということです。経営者協会としても、今後は女性活躍推進に取り組む企業を増やして、活躍の場をどんどん作っていきたいと考えたところです。

事務局 昨年、新しい男女共同参画プランを作るにあたって、市内の大きな事業所にアンケートをとらせていただきました。今後もこのようなアンケートを続けていきたいと考えています。令和6年度事業では、商工課と連携して、企業向けに女性活躍に関するセミナーを実施しました。引き続き、市内事業所に対しても、男女共同参画意識の啓発に取り組んでいきたいと思えます。

会長 他にないようでしたら、次の協議事項に移りたいと思えます。協議事項「令和7年度事業計画について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、令和7年度事業計画（案）について説明させていただきます。資料2、5ページをご覧ください。

令和7年度についても、「第3次赤穂市男女共同参画プラン」「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女がお互いの立場を理解し、自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で対等に参画できる機会を確保し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進するため、次の事業を実施したいと考えています。

まず、(1)女性団体懇話会の活動運営、支援ですが、令和7年度も年3回程度懇話会を開催します。

情報誌「すてっぷ巴」の発行については、引き続き分かりやすく読みやすい記事の掲載を心掛け、さらに内容の充実を図り手に取ってもらいや

すい紙面の制作に努めます。

また、啓発・推進事業として、男女共同参画市民講座、女性のための働き方セミナー・女性のためのチャレンジ相談・女性活躍応援セミナー、女性に対する暴力をなくす運動講演会、赤穂市人権・男女共同参画フォーラムを、女性団体懇話会の主管により実施します。

(2) 啓発・推進事業の開催にあたっては、特に若年層への事業周知に努め、内容の充実を図りたいと考えています。市民の皆様はもちろん、自治会、PTA、事業所の皆様方や、庁内各課へも広く周知を図り参加を呼びかけていきたいと思えます。

市民講座については、男女共同参画を改めて基礎から学ぶ入門講座、SNSやスマホの上手な使い方や注意点を学びながら多世代交流を図る講座、身近に活躍している女性リーダーの体験談を聞く講座などの開催を計画しています。

次に、結婚・育児等により退職または働き方をセーブした女性の継続就業・再就職を促進するため、兵庫県立男女共同参画センターとの共催で「女性のための働き方セミナー」を実施します。来年度のテーマについては検討中ですが、介護と仕事の両立に備えるセミナーなどを想定しています。

また、働き方セミナーと同日に、新しいことにチャレンジしたい女性のための「女性のためのチャレンジ相談」を実施し、キャリアカウンセラー等の資格を持つ専門家による個別相談を実施します。

女性活躍応援セミナーについては、昨年度と同様に市内事業所向けに女性活躍推進に関連するテーマでセミナーを計画中です。

女性に対する暴力をなくす運動においては、来年度も中学生を対象にデートDV防止講座を実施します。受講できない生徒が少なくなるように、中学校と高校をあわせた6校のうち2校ずつ巡回し、できるだけ全校生徒に聞いていただけるよう各校に交渉中です。

次に、例年実施の赤穂市人権・男女共同参画フォーラムについては、12月6日(土)ハーモニーホールで開催予定です。

(3) の女性問題相談事業・女性交流センターの充実ですが、引き続き相談業務を市民の皆様へ知っていただくことや、相談員の研修・研鑽を行うこと、女性交流センター内の書架等の充実に努めてまいります。

また、「女性交流センターだより」を発行し、その時々に応じた様々な情報を発信します。女性交流センターの周知徹底については、市民講座など市民会館で開催するイベントでパンフレット配布し、女性交流センターを身近に感じてもらい、所在地の周知を図ります。

続きまして、6ページをご覧ください。

(4) のチャレンジねっと事業等情報提供については、兵庫県立男女共同参画センターが開催する様々な講座への積極的な参加、企業での共同参画の取組についての調査、研究などにより、他市男女共同参画センター、企業等との交流及び情報交換を行いながら、引き続き最新の情報を相談者に提供できる体制を整えます。

次に、(5)「第3次赤穂市男女共同参画プラン」実施状況の公表について、令和6年度の実施状況について取りまとめて当審議会にてご審議いただいたのち、市の広報及びホームページにて公表することとしていま

す。

(6)「第3次赤穂市男女共同参画プラン」達成に向けた取組ですが、○審議会等の委員への女性の積極的な登用については、赤穂市各種審議会委員選任基準で定めるとおり、審議会等の委員のうち女性委員の割合が定数の30%以上となるよう、各所管への働きかけを強化してまいります。そのほか、○男性の育児休業や介護休業取得の促進として、市職員の男性育児休業取得率を50%以上にする、○性的マイノリティに関する理解の促進など、プランに掲げる各数値目標の達成に向けて、取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

会 長 それでは、令和7年度の事業計画の(1)から(6)までで何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委 員 6ページの(6)について、前回の審議会で、市職員の男性の育児休業取得がゼロだと聞いて、ショックを受けました。50%以上を目標にするのも良いですが、是非、取得を希望する職員には100%の取得を目指して欲しいです。男性が育児休業を取得している、というのを市役所から率先して、企業に向けても発信してほしいと思います。市民の中にも、男は男らしく、女は女らしくという性別役割分担の意識がまだまだ残っているというのは確かですが、一歩ずつでも進めていければ良いと思います。

事務局 男性の市職員の育休取得については、令和4年度の段階ではゼロでした。令和4年度以前の3年間でも、そのうち2年は0名でした。昨年度のアンケートによると、市内の大きな事業所では、4割程度取得されていることがわかりました。それで言うと、市役所はかなり遅れているのですが、現在は対象者に個別案内をしたり、取得した職員の体験談を庁内報に載せたりすることでだんだんと意識が醸成されていると考えています。

委 員 周りに取得者がいない段階で初めて取得するような方は、肩身が狭い中、勇気を出されたでしょうね。

事務局 なお、今年度、配偶者が出産した職員は現時点で11名、そのうち8名が育休を取得しています。

取得期間の長さは、その次の目標になるのですが、まずは取得について、引き続き取り組んでまいります。

委 員 その11名の中には、学校の教職員は入っていますか。

事務局 入っていません。本庁職員のみです。

委 員 男性の育休取得については、引き続き取組を進めてもらいたいと思いますが、一方で、教職員など、職種によっては代替職員が補充できず、残った職員が業務上非常に困るという事情もあります。人手不足という問題もあって難しいところですが、取得の促進と合わせて、残った職員のケアについても考慮が必要だと感じています。

委 員 女性交流センターについて、どのくらいの人知っているのかがずっと気になっています。皆に知ってもらって、利用してもらうためには、例えば親しみやすい愛称を募集するとか、Wi-Fi環境があるとか、落ち着いて仕事がしやすい環境とか、ハード面で魅力的なアピールポイントがあると良いのですが。喫茶店に行くと、PCを持ち込んで仕事をし

進行を事務局にお返しします。

事務局

会長、ありがとうございました。

皆さま、貴重なご審議ありがとうございました。

令和6年度は第3次赤穂市男女共同参画プランの初年度ということで、先ほど説明しましたとおり一年間取り組んでまいりました。

主なところでは、まず、性的マイノリティに関する理解の促進について、市民講座での啓発や、4月からは兵庫県のパートナーシップ制度にも参加しております。パートナーシップ制度については、市営住宅への入居や病院での手術の同意などのサービスが対象となっていますが、赤穂市は県内でも2、3番目に多い17のサービスを挙げて取り組んでおります。また、企業へのアプローチとして、女性の活躍に向けた意識啓発の場を提案したり、男性の育児休業について、市職員から取得率を上げていく取組などを進めております。

さらに、全国的な課題ですが、自治会長への女性の登用について、10%という目標に国や県も取り組んでおります。赤穂市でもワークショップやすてっぷ巴でのインタビュー記事などを通して「自治会の役員は男性だけではない」という意識啓発に取り組んでおります。

以上のように、プランに沿って、新たな施策にも取り組むことができた一年でしたが、啓発活動については継続して取り組むことで効果が出てくるものと考えております。引き続き、男女は社会の対等な構成員であり、性別ではなく能力で活躍できる男女共同参画社会に向けて取組を進めてまいります。引き続き、皆さまのご協力をお願いします。

それでは、閉会にあたりまして副会長からごあいさつをお願いします。

副会長

3月は卒業のシーズンです。卒業式でよく歌われる卒業ソングに、「旅立ちの日に」という曲があります。合唱曲といえば、ソプラノが主旋律を歌い、テノールやバスがそれを支えるという形が多いですが、編曲された「旅立ちの日に」は、男声パートが主旋律を先に歌い、ソプラノやアルトがそれに続くという形が取り入れられており、それには、「誰もが誰かを支え、皆で互いに支え合う社会を」という意味が込められているそうです。さて、今年度は赤穂市において、第3次赤穂市男女共同参画プランに関する市民ワークショップが開催されたり、人権・男女共同参画フォーラムが開催されたりと活発に活動がなされ、実りある一年になったのではないのでしょうか。今後も引き続き、意識向上に関する活動が継続されること願いつつ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、閉会とします。お気をつけてお帰りください。